

琴平町農業委員会議事録 持参

琴平町農業委員会を平成30年7月20日午前9時00分琴平町役場3階大会議室に召集する。

出席委員		欠席委員	
3	宮崎 知純	9	松浦 修
5	山田 悟	10	大森 薫之
1	都村 尚志	11	山本 重憲
2	久保 保	12	宮脇 久雄
4	西島 好弘		
6	神餘 哲夫		
7	牛田 正夫		
8	森本 初美		

農業委員会事務局出席者 事務局長 友枝 一郎  
書記 大西 洋二

<議事日程>

報告第1号 農地法第18条第6項解約通知について  
議案第1号 農地法第3条許可申請について  
議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による  
農用地利用集積計画の決定について

その他

会長 挨拶

会長 それでは議事にはいります。本日の会議録署名委員は6番の神餘委員と、7番の牛田委員です。  
会期は、本日出されております議案の審議終了までとさせていただきます。

会長 **報告第1号 農地法第18条第6項解約通知について** 事務局より説明をお願いします。

事務局 農地法第18条第6項解約通知についてご説明致します。  
お手元の議案書 報告の1ページをご覧ください。

賃貸人、賃借人、申請地などについて読み上げて説明。

永年小作の解約でございます。元地番がありますが、その一部を解約するものでございます。後の3条申請でもできますが、地籍調査による現況に合わせた所有権移転をするための一部解約でございます。全部解約すると賃貸人の方が、管理しづらいということで一部となっております。

会長 以上、報告になります。

会長 **議案第1号 番号1 農地法3条許可申請について** 事務局より説明をお願いします。

事務局 農地法第3条許可申請についてご説明致します。  
お手元の議案書 議案の1ページをご覧ください。  
番号1について、譲渡人、譲受人、申請地などについて読み上げて説明。  
この案件は、経営移譲年金受給のために10年間の再設定でございます。  
申請書、営農計画書、登記事項証明書が揃っており、また、農地法第3条2項のいずれにも該当していませんので、申請を受理致しております。

会長 議案第1号 番号1について、地元委員さんのご説明をお願い致します。

牛田委員 事務局から説明のあったとおりでございます。譲渡人、譲受人は親子関係になります。農地の場所は、南部消防近辺になります。息子さんが、主に経営をまかされ営農しております。特に問題ないかと思われまので、どうぞ、皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

会長 **議案第1号 番号2、3 農地法3条許可申請について** 事務局より説明をお願いします。

事務局 農地法第3条許可申請についてご説明致します。  
番号2、3については、関連がありますので合わせてご説明申し上げます。お手元の議案書 議案の1ページをご覧ください。  
番号2、3について、譲渡人、譲受人、申請地などについて読み上げて説明。

以前、大西さんが家を建築するにあたって、土地の整形をこの3者で行いました。この度、地籍調査で面積、筆界、地番などが明確になりましたので、改めて所有権移転を行うものでございます。申請書、営農計画書、

登記事項証明書が揃っており、また、農地法第3条2項のいずれにも該当していませんので、申請を受理致しております。

会長 議案第1号 番号2、3について、地元委員さんのご説明をお願い致します。

牛田委員 事務局から説明のあったとおりでございます。場所については、五條眼科より200mほど国道を買田の交差点に行き、西側に入った所でございます。譲渡人、譲受人それぞれ息子さんの世代になっています。この度、地籍調査が行われましたが、それに合わせて地番等の所有権の移転をし、明確にするものでございます。特に問題ないかと思われますので、どうぞ、皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

会長 議案第1号 番号1と合わせて ご質問、ご意見はございませんか。

大森委員 議案第1号 番号2、3について、補足致します。  
昭和53年から今の形となっています。この度事務局等の説明にもありましたが、地籍調査で判明したものでございます。

会長 他に、ご質問、ご意見はございませんか。

山本委員 経営移譲年金とは、どのようなものですか。

事務局 農業者年金が老齢年金と二つあり、政策によるものです。農業をリタイヤしているということで、年金額が少し加算になります。年金のベースになるのは、国民年金になります。

会長 議案第1号について ご異議はございませんか。

「異議なし」との声

会長 それでは、議案第1号 農地法第3条許可について賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員挙手により賛成でありますので、議案第1号 原案のとおり決定することにいたします。

会長 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による  
農用地利用集積計画の決定について 事務局より説明をお願いします。

事務局 お手元の議案書 議案の2ページをご覧ください。  
農用地利用集積計画総括表 整理番号1から4について、権利の受け手、  
権利の出し手、地番、地目、面積、期間、賃借料、利用権種類、継続等 個々  
に読み上げて説明。  
以上の内容は、経営面積・従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18  
条第3項の各要件を満たし、同意も得られております。  
平成30年7月31日公告予定分の農用地利用集積計画について、ご審  
議たまわりますよう、よろしく願いいたします。

会長 議案第2号について ご質問、ご意見はございませんか。

会長 議案第2号について 決定することにご異議はございませんか。

「異議なし」との声

会長 それでは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地  
利用集積計画の決定について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手により賛成でありますので、議案第2号は原案のとおり決定す  
ることにいたします。

会長 その他について何かありますか。

事務局 前回の委員会の続きで、下限面積について何かご意見があればお願い  
致します。

会長 農地の購入が発生した場合、下限面積が不足する場合の目安という  
ことですが、その他の国の制度では、一つの目安が10aとなっていま  
す。この面積を目安にして、隣接する農地であればいいのではないかと  
思います。

大森委員 数値としての目安はあった方がいいと思います。

事務局 新規の農家については、今まででいいと思いますが、現在農家であり

隣接等の農地について、諸事情により購入の話が出た時には面積の緩和はあってもいいのかと思います。

会長 管理上の問題も含めた上で考えなければなりません。

大森委員 その通りで、規模拡大とは別に遊休農地を発生させないことも大事だと思います。

会長 その時の目安が、その農地を除き10aあればと思います。

大森委員 合わせて20aぐらいかとは思いますが。

事務局 農家であれば、通常10a以上はあるかと思っています。

山本委員 所有地が5aでは厳しいということですね。

会長 隣接地の状況にもよりますが。

事務局 通常の農家であれば、それなりの面積はあるのではないのでしょうか。

大森委員 農地法上は、両方合わせの面積となります。今回の案件もそうですが、20aぐらいが旧町とかの実態かと思っています。いちばんは、隣接者の購入が望ましいのですが。

都村委員 全部はずした時のデメリットは、農家でない人が購入するということですか。

会長 農業目的以外の購入も考えられます。

大森委員 投資的な購入が、出てくるかもしれません。

会長 そのような意味でも隣接者が望ましいのですが、10aぐらいでどうでしょうか。

大森委員 不服申し立てなどがあつた場合、きちんと説明できるようにしておく必要はあります。そのための下限面積の意味もあると思います。

事務局 あくまで、既存の農家であることが条件で新規については従来通りで

す。ホームページなどでは、原則基本の40aとします。  
隣接地の場合は、農地法施行令が適用されます。離れている場合に、どのように考えるかです。

会長                    案件にもよりますが、農地法の3条を審議する場合の目安は、原則40aですが、諸事情等がある場合には、現10aの所有を基準に判断していきたいと思います。

会長                    他に何かありますか。

事務局                金刀比羅宮境内内の鳥獣保護の存続期間の更新等を香川県みどり保全課の方に農業委員会の承認を得て提出したいと思います。内容についての変更はありません。

会長                    次回は、8月20日（金）午前9時00分琴平町役場3階大会議室にてお願いいたします。

会長                    以上で、今月の農業委員会を閉会いたします。